付基礎日額」とあるのは「三十三万円に給付基礎日額（第九条の二の二の規定により算定した給付基礎日額（法第三十三条第一号及び第二号に掲げる事業でない事業に係る給付基礎日額に限る。）及び第四十六条の二十第一項の給付基礎日額（二以上の事業において法第三十三条に掲げる者である場合にあつては、各事業における第四十六条の二十第一項に掲げる給付基礎日額に相当する額の合算額）の合算額）」と、「法第八条の四」とあるのは「第四十六条の二十第五項」と、「六十日分」とする」とあるのは「六十日分」とし、法第八条の五の規定の例による」とする。

8～10　（略）

**別表第二**　傷病等級表（第十八条、第三十六条関係）

| 傷病等級 | 給付の内容 | 障害の状態 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第二級 | 同二七七日分 | 一～三　（略）<br>四　両上肢を手関節以上で失つたもの<br>五・六　（略） |
| （略） | （略） | （略） |

備考　（略）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

**第二条**　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （介護料） | （介護料） |
| **第七条**　（略） | **第七条**　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき九万七百九十円、六万八千九十円又は四万五千四百円とする。 | 3　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき八万五千四百九十円、六万四千九十円又は四万二千七百円とする。 |
| 4　（略） | 4　（略） |

（労働基準法施行規則の一部改正）

**第三条**　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第二**（第四十条関係）<br>身体障害等級表 | **別表第二**（第四十条関係）<br>身体障害等級表 |
| 等級　身体障害 | 等級　身体障害 |
| （略）　（略） | （略）　（略） |

に給付基礎日額」とあるのは「三十一万五千円に給付基礎日額（第九条の二の二の規定により算定した給付基礎日額（法第三十三条第一号及び第二号に掲げる事業でない事業に係る給付基礎日額に限る。）及び第四十六条の二十第一項の給付基礎日額（二以上の事業において法第三十三条に掲げる者である場合にあつては、各事業における第四十六条の二十第一項に掲げる給付基礎日額に相当する額の合算額）の合算額）」と、「法第八条の四」とあるのは「第四十六条の二十第五項」と、「六十日分」とする」とあるのは「六十日分」とし、法第八条の五の規定の例による」とする。

8～10　（略）

**別表第二**　傷病等級表（第十八条、第三十六条関係）

| 傷病等級 | 給付の内容 | 障害の状態 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第二級 | 同二七七日分 | 一～三　（略）<br>四　両上肢を腕関節以上で失つたもの<br>五・六　（略） |
| （略） | （略） | （略） |

備考　（略）